

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	子ども未来課																	
件 名	子ども未来園等トイレ等清掃業務委託																	
契 約 内 容	子ども未来園等トイレ清掃及び除草業務																	
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日																	
契 約 締 結 日	令和2年4月1日																	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会																	
契 約 金 額	6,248,000円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般財団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り、市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。 以上の観点より、本業務を適切かつ確実に履行することが可能な当協会と随意契約するものである。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 子ども未来課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	教育部 子ども未来課																	
件 名	保育支援員派遣事業																	
契 約 内 容	子ども未来園において特別な支援が必要な子どもに対し保育支援員を配置することで、園内での生活補助を実施																	
契 約 期 間	令和2年4月1日～令和3年3月31日																	
契 約 締 結 日	令和2年4月1日																	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人 こどもサポートクラブ東海																	
契 約 金 額	5,750円／1人当日額 5,750円×242日×3人＝4,174,500円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	選定業者は、市内小学校において障害等により教室で過ごしづらい子どもに対し、学校内における過ごしやすい環境づくりをサポート支援するなど実績があるため、本事業開始時より当該法人へ委託を実施している。 支援員の派遣事業は、主に小学校で実施する事業者が多いなか、未就学児を対象とした施設への派遣事業を実施する事業所は、選定業者が市内唯一であり、近隣市町にも同様に事業所が存在しないのが現状である。 また、通常、障害福祉サービスのうち居宅介護サービスを利用した場合の公定価格と比較した場合でも、安価に事業実施することが可能であることおから、本事業を適切かつ確実に履行することが可能な当該法人と随意契約するものである。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 子ども未来課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課																	
件 名	するすみふれあい広場管理業務																	
契 約 内 容	するすみふれあい広場の除草、樹木の剪定・消毒、トイレの清掃業務																	
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで																	
契 約 締 結 日	令和2年4月1日																	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会																	
契 約 金 額	1,050,500円																	
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としないため、一般事業者に比べ著しく安価に実践することが可能である。上記の観点より本業務を適切かつ確実に履行することが可能な犬山市アメニティ協会と随意契約を締結するもの。</p>																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課図書館																									
件 名	学校図書館ポータルサイト使用業務																									
契 約 内 容	市内小中学校14校において、株式会社図書館流通センターが提供する学校図書館向けオンラインサービス「TOOLi-S」を使用し、書誌データベース「TRCマーク」の全件を検索・ダウンロードできるようサービス環境を維持管理する業務。																									
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	令和2年4月1日																									
契 約 相 手 方	株式会社図書館流通センター																									
契 約 金 額	363,000円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>TOOLi-Sとは、株式会社図書館流通センターが提供するTRCマーク（書誌データ）を検索・ダウンロードできる学校図書館専用Webシステムである。市立図書館とのシステムによるネットワーク化を図るため、学校図書館においてもTRCマークを使用していることから、TOOLi-Sによるデータベースの利用が不可欠であり、本件業務を行うにはTOOLi-Sを開発した事業者に限られてくることから、当該事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課図書館

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課図書館	
件 名	楽田ふれあい図書館機器設置委託	
契 約 内 容	楽田ふれあい図書館移設にあたり、現在の楽田ふれあい図書館に設置されているシステム機器の移設・ネットワーク環境の構築・動作確認を行います。	
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和2年4月30日	
契 約 締 結 日	令和2年4月1日	
契 約 相 手 方	トーテックアメニティ株式会社	
契 約 金 額	363,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本システムはパッケージシステムであり、システム機器の移設、ネットワーク環境の動作確認を行うには、当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。</p> <p>なお、システムの導入時は5年以上のシステム使用継続を前提にプロポーザルを行い、使用システム及び業者の決定を行っている。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課図書館

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課図書館	
件 名	図書館ポータルサイト使用業務	
契 約 内 容	犬山市立図書館において、株式会社図書館流通センターが提供するオンラインサービス「TOOLi図書館パッケージ連携版」を使用し、書誌データベース「TRCマーク」の全件を検索・ダウンロードできるようサービス環境を維持管理する業務。	
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和2年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社図書館流通センター	
契 約 金 額	528,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	TOOLiとは、株式会社図書館流通センターが提供するTRCマーク（書誌データ）を検索・ダウンロードできる図書館専用Webシステムである。当館はTRCマークによる書誌の登録・管理を行っていることから、TOOLiによるデータベースの利用が不可欠であり、本件業務を行うにはTOOLiを開発した事業者に限られてくることから、当該事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課図書館

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課図書館	
件 名	図書館情報システム使用業務	
契 約 内 容	犬山市立図書館及び楽田ふれあい図書館並びに市内小中学校14校において、窓口業務、資料管理業務等の図書館の運用に必要な機能を有したシステムを利用できるようなサービス環境を維持管理する業務	
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和2年4月1日	
契 約 相 手 方	トーテックアメニティ株式会社	
契 約 金 額	2,838,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本システムはパッケージシステムであり、平成23年度の公募型プロポーザル方式による競争入札により、当該事業者を決定、5年リースの契約でシステムを導入した。また、平成28年度には情報提供招請（RFI）により、5年間（令和3年度まで）の継続使用を決定している。</p> <p>本契約は、同システムを引き続き使用するものであり、本件業務を遂行するには導入した事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さず、当該事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課図書館

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課図書館	
件 名	図書館情報システム保守委託	
契 約 内 容	犬山市立図書館及び楽田ふれあい図書館、市内小中学校14校において、図書館システム及び使用機器の保守対応等を委託する業務	
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和2年4月1日	
契 約 相 手 方	トーテックアメニティ株式会社	
契 約 金 額	896,280円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本システムはパッケージシステムであり、システム及び使用機器の保守対応を行うには、当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。</p> <p>なお、システムの導入時は5年以上のシステム使用継続を前提にプロポーザルを行い、使用システム及び業者の決定を行っている。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課図書館

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	教育部文化スポーツ課図書館	
件 名	法情報総合データベース使用業務	
契 約 内 容	インターネット環境上での法令及び判例・法律判例文献のデータを検索・閲覧できるサービスの提供に係る業務	
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日	
契 約 締 結 日	令和2年4月1日	
契 約 相 手 方	第一法規株式会社	
契 約 金 額	264,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	追録式の紙媒体資料の廃止による追録費用の削減、法令の検索・関連判例等の検索が容易にできることによる利用者サービスの向上、データベースを活用したくらしの法律セミナー開催等の地域課題解決支援の3点の目的で作成した仕様書の要件を満たす業者はこの業者以外にはなく、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、当該事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部文化スポーツ課図書館

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	歴史まちづくり課	
件 名	天然記念物ヒトツバタゴ管理等指導委託	
契 約 内 容	天然記念物ヒトツバタゴ自生地を適切に維持・管理するために、専門家に管理・指導を実施する。	
契 約 期 間	令和2年4月1日～令和3年3月31日	
契 約 締 結 日	令和2年4月1日	
契 約 相 手 方	林 進	
契 約 金 額	240,000円 20,000円/月×12カ月＝240,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	岐阜大学名誉教授である林進氏は、県内外の各地で天然記念物等の希少植物の保存に携わり、愛知県文化財保護審議会元会長、岐阜県文化財保護審議会会長を務めるなど、その知識と実績は疑いのないものであり、樹木保存の第一人者として広く認知されている。また、ヒトツバタゴ自生地の樹勢回復に関してもこれまでの委託業務によって一定の成果を上げている。本業務は、天然記念物ヒトツバタゴ自生地を適切に保存・管理していくための指導・助言を専門家に委託するものであり、受託者には樹木に対する相当の知識に加えて、樹勢を回復させるための高い技術力が求められる。それに足る信用と能力がある受託者は林進氏以外には存在しないため、契約も性質又は目的が競争入札に適さない。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 歴史まちづくり課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 歴史まちづくり課																									
件 名	旧磯部家住宅復原施設管理業務																									
契 約 内 容	建物・設備・展示資料の管理、施設の清掃整理、入館者・使用者の管理・指導、使用許可申請書等の処理事務、使用料の徴収など、旧磯部家住宅復原施設の管理・運営事業を委託する。																									
契 約 期 間	令和2年4月1日～令和3年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	令和2年4月1日																									
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人 犬山城下町を守る会																									
契 約 金 額	2,940,976円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>特定非営利活動法人犬山城下町を守る会は、元文化庁主任文化財調査官（伝統的建造物群担当）である理事長をはじめ、犬山城下の歴史的建造物の所有者や建築士などによって構成され、平成13年の法人設立以来、城下町地区の町並み保存等の担い手としての実績から、登録有形文化財建造物である旧磯部家住宅に関する豊富な知識を有するだけでなく、犬山の歴史的建造物全般にも精通しているため、旧磯部家住宅復原施設の適切な管理と来館者への効果的な解説を担うことができる唯一の団体である。</p> <p>また、本会は、日ごろから城下の歴史的建造物の保存修理に対する技術指導を行っており、旧磯部家住宅復原施設の営繕方針等に対する適切な助言を行うことが可能である。</p> <p>文化財建造物を正しく管理し、更に外国人を含む幅広い層に向けて犬山の町家文化の魅力をPRするためには、業務は高い水準において遂行される必要があり、それに足りる信用と能力がある受託者は特定非営利活動法人犬山城下町を守る会以外にはないため、本契約はその性質も目的も競争入札には適さない（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 歴史まちづくり課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 歴史まちづくり課																									
件 名	犬山城管理運営業務委託																									
契 約 内 容	入場登閣券の販売及び回収、場内観覧の案内及び監視、城郭内清掃等、犬山城の管理運営において必要となる事業を委託																									
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	令和2年4月1日																									
契 約 相 手 方	一般社団法人 犬山市観光協会																									
契 約 金 額	60,511,764円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山城管理運営業務は、昭和57年度から犬山市観光協会に委託しており、長期にわたり本業務は適切に実施されています。派遣職員は、事務・警備・券売・改札等犬山城への入場登閣者の対応を一括して担当する特殊性があり、行政業務への一助となっています。また、犬山市観光協会は、犬山城ホームページの制作・メンテナンスも行っており、通常の維持管理に加えて、文化財としての犬山城の情報発信や観光面からのPRにも努めている状況です。さらに、旅行会社による団体客対応、メディア取材対応能力に長け、情報のフィードバックが、職員の勤務体制の編成にも大いに役立っています。現状において総合的に判断すると、本業務実施に足る能力と信用があると判断できる受託者は、多方面で犬山に関する情報を蓄積し、観光客に対して密に情報発信ができる犬山市観光協会が唯一の事業者であると考えます。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 歴史まちづくり課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 歴史まちづくり課 (犬山城管理事務所)																									
件 名	犬山城夜間警備委託																									
契 約 内 容	警備システムと連携した城郭内巡視、戸締り確認、火災予防等																									
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日																									
契 約 締 結 日	令和2年4月1日																									
契 約 相 手 方	株式会社スリーエス																									
契 約 金 額	12,279,168円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本業務は、警備員に必要な業務別教育（警備業法施行規則第38条第3項に基づく）を受けた者による、現在、設置されている警備システムと密接に連携した、夜間の宿直・巡回による火災等の事故の発生を警戒し防止する業務である。</p> <p>現在、犬山城に導入されている警備システムはセコム株式会社が構築し、設置及びシステム監視をしており、この警備システムからの監視通報は、セコム株式会社の関連会社である株式会社スリーエスに入電されるシステムが構築されている。</p> <p>また、株式会社スリーエスは警備業法（昭和四十七年七月五日法律第百十七号）第2条第1項第1号の施設警備業務を専門としている事業者で専門的知識を有している。</p> <p>よって、本業務の実施は、既設の警備システムと密接不可分の関係にあり、業務に精通した株式会社スリーエスに限られるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するため、この事業者と随意契約をするものである。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 歴史まちづくり課(犬山城管理事務所)

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 歴史まちづくり課																									
件 名	中本町まちづくり拠点施設管理業務委託																									
契 約 内 容	中本町まちづくり拠点施設における観覧料の徴収、建物・機械設備・展示資料の管理、施設の清掃整理など中本町まちづくり拠点施設の管理・運營業務																									
契 約 期 間	令和2年4月1日～令和3年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	令和2年4月1日																									
契 約 相 手 方	中本町町内会																									
契 約 金 額	3,159,512円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>中本町町内会は、犬山祭（ユネスコ無形文化遺産・国重要無形民俗文化財）の車山の所有者である中本町の住民他により構成され、江戸期以来の祭りの担い手としての伝統と実績から、中本町まちづくり拠点施設の主たる展示物である車山に関する豊富な知識と管理技術を有するだけでなく、施設が中本町に所在することから、緊急時に早急な対応を取ることのできる唯一の団体である。</p> <p>また、中本町町内会は、日ごろから中本町まちづくり拠点施設において山車からくりの練習を行っており、観客への解説やハンズオンからくりを用いた参加体験補助を効果的に実施することが可能である。</p> <p>観光客で賑わう城下町において、外国人を含む幅広い層に向けて犬山の祭り文化の魅力をPRするためには、業務は高い水準において遂行される必要があり、加えて、緊急時の迅速な対応が求められる状況下、それに足りる信用と能力がある受託者は中本町町内会以外にはないため、本契約はその性質も目的も競争入札には適さない（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 歴史まちづくり課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	歴史まちづくり課	
件 名	磨墨塚史跡公園管理業務	
契 約 内 容	磨墨塚史跡公園における日常的な維持管理（草刈り及び芝生の管理、清掃・ゴミ拾い、樹木の剪定等）を実施する。	
契 約 期 間	令和2年4月1日～令和3年3月31日	
契 約 締 結 日	令和2年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	506,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べて著しく安価に実施することが可能であるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 歴史まちづくり課